

一般社団法人全国日本学士会 役員（理事・監事）選任要綱

平成23年6月17日 理事会承認

平成25年6月21日 理事会改正承認

（目的）

1. この要綱は、一般社団法人全国日本学士会（以下「本会」という。）定款第21条「理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。」について、必要な事項を定めるものとする。

（役員資格）

2. 本会の役員は、会員のうちから、次の各号に掲げるいずれかの条件を満たした者を選任する。
  - 1) 人格識見とも優れ、本会に貢献し、本会の発展に寄与し得る者
  - 2) 本会の活動及び事業運営に必要と認められる知識、経験を有し、実質的な活動に寄与し得る者
  - 3) その他、理事会が特に必要と認めた者

（役員候補者の選考方法）

3. 社員総会において選任する役員の選考方法は、次のとおりとする。
  - 1) 会長が指名した選考委員による選考委員会において役員候補者を選考し、社員総会に推薦するものとする。
  - 2) 選考委員は、5名以上10名以内とする。
  - 3) 会長が指名した選考委員は、あらかじめ理事会の承認を得るものとする。
  - 4) 選考委員会の議長は、会長が務める。

（補則）

4. この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事会において定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から改正施行する。